

第6章 授受動詞構文の機能論

6. 0 本章の概要

本章は、一般にやりもらい動詞とも呼ばれ、日本語固有の構文をなす三つのタイプの授受動詞、アゲル系（ヤル、アゲル、サシアゲル）、クレル系（クレル、クダサル）、モラウ系（モラウ、イタダク）、及び、それらの派生的な用法であるところの授受補助動詞、すなわち一般的な意志動詞に下接して授受表現を作る生産性の高い三つのタイプの補助動詞、テアゲル系（テヤル、テアゲル、テサシアゲル）、テクレル系（テクレル、テクダサル）、テモラウ系（テモラウ、テイタダク）を用いた構文を授受動詞構文と呼び、その構文・意味的特徴（6. 1、6. 2）、及び機能的特徴（6. 3）を論述する。

6. 1では、授受構文の構文的振舞いを整然と説明するためには、どのような意味格（深層格）の構造を設定することが有効であるかについて考察する。最終的に、動作主格と受益者格という二つの格の特異性が重要な論点となる。また、必須格名詞句に「受益性」を付与することは、授受動詞の意味特徴からくる、固有の機能である。

本来、授受構文の考察には、各名詞句の視点及び人称の問題が不可欠であるが、6. 1では敢えてその問題を捨象し、意味格についてのみ論述する。視点・人称については6. 2で論述する。これに関する先行研究も少なくないが、構文論的現象と語用論的現象の混同が見られるので、それを整理することを主張する。

ここまでは純粹に構文・意味論として論述するものだが、6. 3では、こうした授受構文の特徴が、～テクレや～テモラオウのように、他の文末表現と結びついた時に、それぞれ《依頼》、《要求》といった《指動》系の発話機能を発動することに着目し、その仕組みを理論的に解明する。ここでは、授受構文の用例に頻繁に見られる名詞句の省略についても周到な理論構築を行い、それによって本章では初めて実例を用いた記述を行う。

授受構文という複雑な構文がいかに関に日本語に豊かな発話機能をもたらすかを考察することは、本研究の次の段階に位置する発話機能論の詳細な記述に至る一つの試論としても非常に重要と考える。

なお、本章では、待遇上の違いには一切言及しないため、上記の授受動詞、及び授受補助動詞の、それぞれ三つの系、合計六つの系にくくり、それぞれ「系」の字を省略して論を進める。

6. 1 授受構文の意味格構造

6.1.0 本節の概要

本節では、授受構文に見られる、複雑な構文特徴をより整合的に説明するためには、1.4で論述した意味格（深層格）を設定することが有効であることを主張する。その際、「動作主格(Agent)」と「受益者格(Beneficiary)」という二つの格が、他の格と重なって、いわゆる「二重の格」をなすという特異性があり（1.4.4でも考察）、そのことが授受構文の特異な振る舞いをもたらしていることを、主に作例を用いて論証する。本節の論述は、意味格の考察のみを純粹に理論的に行うため、本来、授受構文の考察に必要な、視点及び人称の問題や、待遇表現の問題は捨象している。

6.1.1 意味格を用いての構文分析

授受構文（特に補助動詞の場合）の形式格（要するに格助詞の取り方）は著しく複雑な振舞いをするが、その法則性を記述するためには、各名詞句と動詞との意味関係に注目することが必要と考える。そこで、各構文において、格文法で論じられている意味格（基底格、深層格）を記述することにする。また、動詞が要求する必須格の情報も、格文法での格枠（CASE FRAME）とほぼ同じ発想に基づいている。

まず、本節で用いる意味格として、動作主格(Agent;略称 Ag)、対象格(Object;略称 Ob)、起点格(Source;略称 S)、目標格(Goal;略称 G)、経験者格(Experiencer;略称 Ex)を用意しておきたい。そして、6.1.2で受益者格という特殊な格に言及する。

構文構造については、授受動詞構文に対しては、単層的な構文構造のまま「二重の格」（1.4に詳述）を認めることによって複雑な格助詞の取り方が説明できる。

一方、授受補助動詞構文に対しては、変形文法の影響下にある多くの先行研究が埋め込み構造を採っている^{*1}が、本節では、動詞述語成分を、名詞句に対して異なる関係を有する要素に分解し、それぞれと各名詞句の意味関係を記述する方法を採る。つまり、本動詞（以下、補助動詞に上接する動詞のこと）の必須格が担う意味格と、授受補助動詞が要求する意味格と、それぞれを独立した層とした上で、それを重ねた重層構造と見る。

この記述方法では、名詞句の項目の位置に変更をもたらす、繰上げや削除といった変形規則は一切言及しない。また、一つの名詞句が動詞述語成分中の複数の要素と関係を有することを認めるため、意味格が重層構造を持ち得ることになる。これは授受動詞構文の二重の格に対応する。本節の記述は、要するに、格と動詞の関係の構造のみに関心を集中させた記述であり、その意味では、ここで言う意味構造はいわゆる変形文法における深層構造とは異なる。

*1 NAKAU(1973)p.257、井上(1976)p.71、柴谷(1978)pp.103-116、益岡(1980)pp.92-94など。

6. 1. 2 授受動詞構文と受益者格

先行研究においても、授受動詞構文に関しては、意味格を設定して論じているものが多く、柴谷(1978)、成田(1979)、奥津(1979)、仁田(1980)、益岡(1980)、Masuoka(1981)、などがある。例えば、(1)の意味格構造を下に示したが、(2)もほぼ同じ構造を持つように見えるものの、両者の間に微妙な違いが認められる。

(1) 太郎が 花子に 本を 渡した。
+ S-Ag + G + Ob + watasi-ta

(2) 太郎が 花子に 本を あげた。

(1)は単に物質的な移動に過ぎないが、(2)では、その移動が「花子」にとって利益であることが含意されている。この場合のように授受動詞の動作によって、名詞句が利益を受けることが認められる場合の、その名詞句の格に対し、先行研究にならって、受益者格 (Beneficiary;略称 Bf) という新しい格として認定する。

1. 4では動作主格に「二重の格」という性質があることを考察したが、この受益者格も、動作主格と同様、二重の格となり得るといふ²⁾。また、動詞が表す動作に対して、その名詞句が受益者格であること自体は、客観的には確認されないという点、さらに、受益者格は必ず有生名詞句(典型的には人間)でなければならない点においても、動作主格と共通している。

これらのことから、受益者格は、動作主格と同様、既定の格に新たな素性を付与する格と考え、その素性を「受益性」と呼ぶ。そして、(2)の意味格は次のように表示される。

(3) 太郎が 花子に 本を あげた。
+ S-Ag + G-Bf + Ob + age-ta

ここで、ガ格は動作主格が主語化されたもので、二格は目標格が表層に現れたものである。

そして、アゲルとクレルとは、格の視点・人称において性質が異なるが、意味格の構造においては、全く同じである。

(4) 太郎が わたしに 本を くれた。
+ S-Ag + G-Bf + Ob + kure-ta

モラウは、意味格の構造においては上の二つと同じだが、形式格との関係が異なる。

(5) わたしが 太郎に 本を もらった。
+ G-Bf + S-Ag + Ob + morat-ta

また、アゲル、クレルの目標受益者格は絶対に動作主格にはなりえないが、モラウの目標受益者格は動作主格になり得る。例えば、命令文や意向文の主語は必ず動作主格と決まっている。なお、[]は省略された名詞句を表し、中のローマ数字は抽象化された人称範疇を表す。I、IIはそれぞれ第1人称、第2人称である。

*2 柴谷(1978)p.279では、「太郎は次郎に本をやった」の「次郎に」は受益者であり、かつ目標であるとしている。益岡(1980)p.89では、「やる」型の動詞は一次的格として目標、二次的格として受益者を取るとしている。

- (6) [II] 太郎に 本を もらい なさい。
 + G-Bf-Ag + S-Ag + Ob + moraw-i-
 + Ag + nasai (命令形)
- (7) [I] 太郎に 本を もらお う。
 + G-Bf-Ag + S-Ag + Ob + moraw
 + Ag + oo

これらの場合、モラウという動作の成立に「あなた（わたし）」、「太郎」の両方の意志性が関与しており、動作主格が二つの格に現れる。フィルモアは FILLMORE(1968)において、「単文異格の原則」として、一つの動詞を中核とする単文において同じタイプの格が二度現れることは決してないと述べているが、動作主格と受益者格に限っては、二次的に主観的素性を付加する格なのだから、この原則においても適用外と考えるべきである。

ここで、動作主格にさらにある独特な性質があることを指摘しておきたい。というのは、(6)や(7)のように、複合動詞やモダリティ要素の付加などによって、意味格の構造が重層的になっている場合に、一つの層で意志性が認められると、その意志性は他の層においても、その層の中核である動詞に対して働く、ということである。これを浸透的性質と呼んでおきたい。この点においても動作主格は他の格と対等な関係ではないと見るべきである。また、受益者格も同様で、受益性はどの層においても有効である。このことは、意志性も受益性も、動詞との関係においてのみにとどまらず、名詞句そのものの意味認定のあり方の性質に敷衍されていくものであることを意味している。

次に、目標受益者格(G-Bf)は、目標格と受益者格とに分離することが有り得る。物の移動と利益の授受の関係がずれている場合である。(3)の場合は(8)のようになる。

- (8) 太郎が 雪子のために 次郎に 本を あげた。
 + S-Ag + Bf + G + Ob + age-ta

このことから、受益者格は能動態のデフォルトな形式格としては「ノタメニ」を取ることがわかる。(3)では、目標受益者格(G-Bf)の形式格は二格になっていたが、これをノタメニ格にすることも可能である。つまり、このような二重の格では、目標格(G)を強調すれば二格に、受益者格(Bf)を強調すればノタメニ格に、というように随意的に形式格を選べると考える。

- (9) 太郎が 花子のために 本を あげた。
 + S-Ag + G-Bf + Ob + アゲル

同様に、主語化されている起点動作主格(S-Ag)において、特に起点格(S)に意識が集中した場合にカラ格を取ることが可能である。ただ主語がない分、やや落ち着きが悪い。

- (10) 太郎から 花子に 本を あげた。
 + S-Ag + G-Bf + Ob + アゲル

また、二つの格を両方とも二格にすることはできない。語順だけをたよりに意味格を特定することはできないからである。従って、もし動作主格を強調したい場合には、「ニヨッテ格」にしなければならないが、やはり主語がないのでやや落ち着きが悪い。

同様に、モラウ構文で、主語を二格またはノタメニ格に交替させることもできる。これは、主語化される以前の目標受益者格(G-Bf)の目標格(G)または受益者格(Bf)の部分が強

調された場合である。また、起点動作主格(S-Ag)の起点格(S)を強調すれば、二格をカラ格に交替することもできる。ただし、二つの格がともに二格を取ることはできない。

(11) わたしに 太郎から 本を もらった。
+ G-Bf + S-Ag + Ob + モラウ

(12) わたしのために 太郎から 本を もらった。
+ G-Bf + S-Ag + Ob + モラウ

以上のことを踏まえて、授受動詞構文の三つの意味格パターンについて定式化するならば、次のようになる。形式格が併記されているのは、随意的に選択可能という意味である。

(13) <授受動詞構文の格助詞と意味格のパターン>

i + $\left[\begin{array}{c} \text{カラ・ガ} \\ \text{S-Ag} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{ニ・ノ・タメ} \\ \text{G-Bf} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{ヲ} \\ \text{Ob} \end{array} \right] + \text{age-}$

ii + $\left[\begin{array}{c} \text{カラ・ガ} \\ \text{S-Ag} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{ニ・ノ・タメ} \\ \text{G-Bf} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{ヲ} \\ \text{Ob} \end{array} \right] + \text{kure-}$

iii + $\left[\begin{array}{c} \text{ニ・ノ・タメ・ガ} \\ \text{G-Bf(-Ag)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{カラ・ニ} \\ \text{S-Ag} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{ヲ} \\ \text{Ob} \end{array} \right] + \text{moraw-}$

6.1.3 授受補助動詞テアゲルとテクレルの構文

一般の動詞が要求する必須格成分の意味格に、それが能動態の際にデフォルトに取る形式格を()に添えて記述した例が(14)である。これは、各動詞の語彙項目として決まっている。

(14) i [助ケル] + Ag(ガ) + Ob(ヲ) + tasuke-

ii [貸ス] + Ag(ガ) + G(ニ) + Ob(ヲ) + kas-

iii [会ウ] + Ag(ガ) + G(ニ) + aw-

授受補助動詞も一般の動詞や授受動詞と同様に必須格を要求し、名詞句との間に独自の関係(意味格)を持つ。「動作主格」と「受益者格」の二つである。授受補助動詞の意味は利益の授受のみが抽象化されているが、その利益の授受における一種の起点と目標にそれぞれ該当する。故に、テアゲルの必須格の意味格構造を記述すると(15)となる。

(15) + Ag + Bf + テアゲル

(14)の本動詞の必須格の情報と(15)の授受補助動詞の必須格の情報を融合させたものを(16)に示した。

(16) i 太郎が 花子を 助け てあげる。
+ Ag + Ob + tasuke-
+ Ag + Bf + te-age-ru

ii 太郎が 花子に 本を 貸し てあげる。
+ Ag + G + Ob + kas-
+ Ag + Bf + te-age-ru

iii 太郎が 花子に 会っ てあげる。
+ Ag + G + at-
+ Ag + Bf + te-age-ru

授受動詞構文では、二重の格を認定したが、授受補助動詞構文の場合は、本動詞の格構

造(14)と、補助動詞の格構造(15)をそのまま変更なしに重ね合わせたのみである。すなわち、述語動詞の複合構造に応じた形での二重の格構造となるわけである。

既に述べた通り、受益者格及び動作主格はいずれも有生名詞句でなくてはならない。そのため、それらが、本動詞が要求する必須格のどれに付与されるかについて制約が生じる。例えば、(16) ii では、受益性は必ず、対象格(Ob)ではなく、目標格(G)の方に付与される。

また、授受補助動詞構文では、動作主格を持ち得ない動詞を本動詞とすることができない。

(17) *川が流れてあげる。

このことは、理論的には、授受補助動詞が要求する動作主格と、本動詞の動作主格との一致ということに定式化することができる。

また、形式格と意味格との対応関係については、(14)で示した本動詞が取る形式格が、(16)では授受補助動詞構文となってもそのまま変わらないことがわかる。つまり、意味としては受益者格(Bf)が、様々な意味格の上に二次的格として付与されるのだが、その際、形式格にノタメニ格が表れる必要はない。もちろん、受益者格(Bf)の方を強調する場合にはノタメニ格に交替することも可能である。例えば(16) i は(18)のようになる。

(18) 太郎が 花子のために 助け てあげる。
 + Ag + Ob + tasuke-
 + Ag + Bf + te-age-ru

(16)はどれも、もともと本動詞が要求する必須斜格(つまり能動態の際に主語とならない必須格)のいずれかに対し、補助動詞によって新たに受益性が付与される場合であった。しかし、受益者格が、本動詞が要求する必須斜格のいずれにも対応しない場合、(19)の「花子」のように、補助動詞による受益性だけを担った名詞句がノタメニ格を取って表層に出てくる。その典型的な例は(24)のように本動詞が自動詞の例である。

(19) 太郎が 花子のために 死ん であげる。
 + Ag + sin + de-age-ru
 + Ag + Bf

なお、「死ぬ」は、必ずしも動作主格を取らない(通常は経験者格を取る)動詞だが、授受補助動詞が要求する動作主格と融合するためには、動作主格が要求される。故に(19)での「死ぬ」は「自らの意志をもって死ぬ」、つまり「自殺する」という意味になる。

本動詞が斜格に有生名詞句を取らない動詞である場合も同様である。

(20) 太郎が花子のためにテレビを修理してあげる。

しかし、(21)のように必須斜格に有生名詞句を取る本動詞であっても、それとは別の受益者格をノタメニを用いて設けることもできる。この点でも、授受補助動詞と本動詞の必須格は相互に不干渉だと言える。

(21) 太郎が 雪子のために 花子を 助け てあげる。
 + Ag + Ob + tasuke-
 + Ag + Bf + te-age-ru

また、本動詞が取る斜格に対応しない受益者格が形式格として、ノタメニではなく二格を取る場合もある。例えば(22)では、本来、本動詞「歌う」は目標格(G)は要求しない。

ところが、「花子」の形式格は二格となっている。これについてはほぼ益岡(1980)、及び大曾(1983)の論考を支持するが、本節の立場で言い換えると次のようになる。

(22) 太郎は 花子に 子守歌を 歌っ てやった。
 + Ag (+ G) + Ob + utat-
 + Ag + Bf + te-yat-ta

利益のもとになる何らかのものが移動する((22)では、子守歌が太郎から花子に移動することにより、花子が心地よく眠る等の利益を得ると考える)場合には、授受動詞アゲル、クレルの二格に表れる目標受益者格(G-Bf)との類推が働いて、ないはずの目標格が想定され、表層では二格となって表れ得る(カッコ内の目標格(G))。無論、受益者格の方を強調すればノタメ二格が表層に表れて「太郎は花子のために子守歌を歌ってやった」となる。(19)~(21)の場合は、利益のもとになる何かが移動するわけではないので、そのような類推は働かず、受益者格は二格を取ることができない。

授受動詞の場合と同様、テクレルについても、テアゲルと全く同様の構造を有しており、異なるのは、視点の置き方の違いであり、そしてそれに伴う格の人称の違いである。

この二つの構文の意味格と形式格との対応は、(23)に定式化できる。

(23) <授受補助動詞構文の形式格と意味格のパターン>

(obl: 本動詞の斜格で有生名詞句のうちの任意の一つ)

i + $\left[\begin{array}{c} \text{ガ} \\ \text{Ag} \end{array} \right]$ + $\left[\begin{array}{c} \text{obl・ノタメ} \\ \text{Bf} \end{array} \right]$ + テアゲル
 ii + $\left[\begin{array}{c} \text{ガ} \\ \text{Ag} \end{array} \right]$ + $\left[\begin{array}{c} \text{obl・ノタメ} \\ \text{Bf} \end{array} \right]$ + テクレル

6.1.4 授受補助動詞テモラウの構文

次に、テモラウの構文について考える(以下、花子は話し手の身内と考える)。

(24) 花子が 太郎に 助け てもらおう。
 + Ob + Ag + tasuke-
 + Bf + Ag + te-moraw-u

主語(ガ格)成分には、本動詞が本来、斜格成分として要求する格(ここでは対象格)が表れる。この格がテモラウの受益者格となる。そして、二格には本動詞の動作主格が表れる。6.1.2で述べた動作主格の浸透的性質により、本動詞だけでなく、テモラウに対しても動作主格の関係を持つ。つまり、テモラウが示す動作が成立するためには「太郎」の意志が必要だということである。

本動詞が有生名詞句の斜格を要求しない場合には、ガ格を取る受益者格が必要となる。

(25) 花子が 太郎に テレビを 修理し てもらおう。
 + Bf + Ag + Ob + shuuri-s-i-
 + Ag + te-moraw-u

ここまでのところでは、テモラウが取る意味格の構造は(26)となる。

(26) + Bf + Ag + テモラウ

これだけでは、テアゲル、テクレルと全く同じだが、動詞+テモラウの構文において、形式格と意味格との対応の点で異なり、(27)のようになる。

$$(27) \quad + \left[\begin{array}{c} \text{ガ} \\ \text{Bf} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{ニ} \\ \text{Ag} \end{array} \right] + \text{te-moraw}$$

モラウの構文と、補助動詞テモラウの構文との最も顕著な違いは、モラウの二格はカラ格に置き換えが可能なのに対し、テモラウの場合は置き換えできないことである。

(28) *花子が 太郎から テレビを 修理し てもらおう。

これについては、モラウの場合の二格は二重の格である起点動作主格(S-Ag)が表層に表れたものだから、起点格の方を強調すればカラ格になったのだが、補助動詞テモラウの場合は利益の授受の動作主格のみが抽象されており、起点格が関与しないので、カラ格は生じない。ただし、本動詞の方の動作主格が起点動作主格である場合には、例外的にカラ格を取り得る。

$$(29) \quad \begin{array}{ccccccc} \text{花子が} & \text{太郎から} & \text{お金を} & \text{返し} & \text{てもらった} \\ + & \text{G} & + & \text{S-Ag} & + & \text{Ob} & + & \text{kaesi-} \\ + & \text{Bf} & + & \text{Ag} & & & + & \text{te-moraw} \end{array}$$

さらに、テモラウの特徴的な点として、実際の多くの場合、受益者格(ガ格)が意志性をもっている、つまり動作主格でもある場合が多いということである。むしろ、受益者格に意志性が付随しない(27)のような構造は特殊な例に限られると考える^{*)}。

例えば(24)や(25)では、「利益を受け取る」という意味で、受益者格はガ格である「花子」だが、花子の自らの意志で、「太郎」に対して、助けるという行為をなすことを働きかける場合には、その意味において動作主格でもある。従って、これは受益者動作主格(Bf-Ag)とすることができる。その場合のガ格名詞句は受益性も意志性も備えているということである。

また、6.1.2の(12)と同様、受益性を強調すると、ノタメニ格が表層に表れる。

これらのことを考慮して書き換えると、(30)のようになる。

(30) <授受補助動詞構文の形式格と意味格のパターン>

$$\text{iii} \quad + \left[\begin{array}{c} \text{ノタメニ・ガ} \\ \text{Bf-Ag} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{ニ} \\ \text{Ag} \end{array} \right] + \text{テモラウ}$$

ここで動作主格が二つの格に現れていることについては、6.1.2でも既に述べた通り、二次的格の場合は「単文異格の原則」の適用外と考える。(30)の構文で言えば、受益者格は固定されており、一次的格として扱われている。それに意志性が二次的に付加されている。

*3 MASUOKA(1981)で挙げられた受動的受益文(PASSIVE BENEFACTIVE)は(32)の構文に対応するが、本論文ではこれは必ずしもテモラウの本来の用法とは考えていない。少なくとも、この点でモラウとテモラウとの間に違いがあると考えている。これについても、稿を改めて論じる用意がある。

6.1 授受構文の意味格構造

これと一次的格であるもう一つの動作主格とが同格であるとは決して言えない。

この構文では受益者格は直接本動詞が示す行為の実行には関与せず、動作主格の意志に働きかけることしかできないため、～テモラウという行為の成立に至るまでに二重の意志を必要とする。従って、構文的にも典型的な二重構造をなしているのである。

以上、本節では、一つ一つの格の性質、特に動作主格、受益者格によって生じる二重の格の性質を丁寧に記述することによって、例外の少ない規則的な構文構造の記述ができたと思う。次節にて引続き、視点・人称等をテーマに考察を行う。

6. 2 授受構文における視点と人称

6. 2. 0 本節の概要

前節では、授受構文の必須格名詞句の意味格について、特に動作主格(Ag)と受益者格(Bf)が、既に何らかの格を有する名詞句に対して、それぞれ意志性と受益性という意味特性をさらに付加するものとして考えた。そして、意味格と、能動態で標準的に取る形式格との対応関係を記述した構文パターンが前節の(13)、(23)、(30)である。

このパターンでは、アゲルとクレルとが、また、テアゲルとテクレルとが、全く同じ構文になっているが、両者は視点の位置が異なることがこれまでも指摘されてきた。久野(1978)や奥津(1984)では、アゲル・テアゲルでは動作主格の側に、クレル・テクレルでは受益者格の側に視点があるとしている。この両者を区別することはもとより、モラウ・テモラウの構文に於いても、構文の正確な記述のためには視点に言及する必要がある。

本節では、まず「視点」の概念について考察し、それが結果として授受構文の格成分の人称にどのような制限をもたらすかについて考察する。

6. 2. 1 視点制約とその特性

視点という用語は文章論、言語心理学等でも用いられるが、それらはここで論じるべき文法上の概念としての視点と異質なものと考えたい。文法上の概念について論じたものとしては、久野(1978)、大江(1975)等があるが、ここでは久野の考察をもとに考えてみたい。

文法上の概念としての視点は、話者がどの位置から命題が表す事態を見ているかということを示す概念である。視点は一文中の必ず一ヶ所に置かれ、二ヶ所以上に同時に置かれることはない。視点の位置は当該文中の名詞句のいずれかである場合もあれば、言語外に置かれる場合もある。

視点がどこに置かれるかには種々の要因に基づく制約がある。久野はそれをハイアラキーとして論じているが、その特性に従って二種に大別できることにまず注目したい。

一つは、ある構文中の名詞句に対して、名詞句自体の語彙の如何を問わず、その構文の性質として要求される視点である。ここでは「構文的視点制約」と呼ぶことにする。その一つとして、受身文に関する(1)がある(久野(1978)p.130)。

(1) 〈受身文のカメラ・アングル〉

受身文のカメラ・アングルは、新しい主語の指示対象寄りである。

(1)を論証するための例文として、(2)と(3)が挙げられている。これらは事柄としては同義である。(2)では目的語の位置にある「花子」が、(3)では主語となっている。

(2) 太郎が花子をなぐった。

(3) 花子が太郎になぐられた。

(2)では太郎に視点が置かれ、(3)では花子に視点が置かれると考える。それによって、わざわざ受動形が用いられる根拠を視点の問題として処理するわけである。

(4)は(1)を、さらに主述構造を持つ文の一般原則へと敷衍したものである(同 p.169)。

(4) 〈表層構造の視点ハイアラーキー〉

一般的に言って、話し手は、主語寄りの視点を取ることが一番容易である。目的語寄りの視点を取るとは、主語寄りの視点を取るのより困難である。受身文の旧主語(対応する能動文の主語)寄りの視点を取るのは、最も困難である。

$E(\text{主語}) > E(\text{目的語}) > E(\text{受身文の旧主語})$

これらは名詞句が有する意味とは無関係に、構文上の文法関係だけに視点のハイアラーキーを認めるものである。

いま一つは、構文上の文法関係が要求するのではなく、名詞句自体が有する意味(語彙的意味だけでなく文脈上の意味、語用論的意味まで含む)によって決定するような、視点である。これを仮に「語彙的視点制約」と呼ぶことにする。例えば、名詞句の人称に関して以下のように述べている(同 p.146)。

(5) 〈発話当事者の視点ハイアラーキー〉

話し手は常に自分の視点をとらなければならない、自分より他人寄りの視点をとることができない。

$I = E(\text{一人称}) > E(\text{二・三人称})$

ここでは、その名詞句が構文中の文法関係に於いてどこに位置するかにかかわらず、その名詞句自体の人称を視点の置きやすさを決める要因と考えている。久野は他にも「対称詞の視点ハイアラーキー」(人間関係を相対的に表す呼称が用いられる場合、基準となる人物に視点が置かれるということ)、「談話主題の視点ハイアラーキー」(談話に新しく登場した人物より既に登場している人物の方に視点が置かれるということ)などを挙げているが、いずれも名詞句自体の意味特性に関するものである。

そして、これらのハイアラーキーが相互に矛盾するような文は非文となるとしている。例えば、久野は(6)を不適格な文と考えている。

(6)??太郎が僕になぐられた。

不適格である理由は、(1)によれば、視点が主語「太郎」に置かれるのに対し、(5)によれば、視点が一人称名詞句「僕」に置かれることになり、矛盾を起こすからだとしている。

(1)、(4)は「構文的視点制約」であるのに対し、(5)などは名詞句の意味が決定する「語彙的視点制約」である。いわば、前者は入れ物、後者は中味に関するものであり、異質なものである。

ところで、(5)〈発話当事者の視点ハイアラーキー〉は、(7)のように言い換えてもよく、むしろこちらの方が有益であると考えられる。

(7) 〈人称に関する視点制約〉

第1人称名詞句には無条件に視点が置かれる。従って、第1人称名詞句を有す

る文中に於いて、他の人称の名詞句に視点が置かれることはあり得ない。

6.3.3 に示すように、第2人称と第3人称の区別も必要なく、第1人称であるかどうかだけが視点に関与するのだから、ハイアラーキーと呼ぶような階層性に乏しい。故に、(5)のような相対的な表現よりも、(7)のように第1人称における絶対的な性質であることを明記する方がよい。また、第1人称名詞句を持たない文も多く存在するが、そのような文にはこの制約が関与しないことを明記しておいた。

ところで(8)は、(4)と(7)とが矛盾して非文となるはずだが、実際には(8)は(6)ほど非文法的ではないばかりかよく用いる文である。

(6)??太郎が僕になぐられた。

(8) 太郎が僕をなぐった。

ここで久野(1978)p.170をもとに次のような一種の「構文的制約」を立てようと思う。

(9) 〈他動詞文の行為者主語制約〉

行為者を主語の位置に、行為の対象を(二格)目的語の位置に置く。

久野はこれを「大部分の他動詞が共有している特性」と述べているが、例外もある。

そして、(4)と(9)とはいずれか一方が満たされればよい相補的な関係であると考えればよい。実際に用例を見よう。いずれも(7)によって視点の位置は無条件に決定されている。まず、(10)は(4)と(9)を共に満たす。(11)は(9)を満たさないが(4)を満たす。(8)は逆に(4)を満たさないが(9)を満たしている。

(10) 僕が太郎をなぐった

(11) 僕が太郎になぐられた

(6)だけは(4)と(9)のいずれも満たさないので不適格となる。

(9)は構文によるものではなく意味によるものではあるが、名詞句単独の意味ではなく、命題全体の意味に関するもので、これまで挙げられているいずれのハイアラーキーとも異質である。

(4)と(9)の例外に当たる他動詞は、もともとその語彙的意味に於いて、その行為者と話者の視点とがずれているもので、その代表がクレルとモラウである。クレルは行為者の方を主語として(4)の例外となり、モラウは視点の方を主語にして(9)の例外となっている。

6.2.2 授受構文の視点制約

次に、授受動詞アゲルとクレルとの関係に見られる違いは、視点の違いであり、それぞれの構文における人称制限の違いである。この場合の視点は先に述べた視点制約の二種のうちのいずれに当たるだろうか。

授受動詞の視点について、久野(1978)では次のように定式化している (p.141、152、

160) ¹⁾。

(12) 〈授与動詞の視点制約〉

クレル E (与格目的語) > E (主語)

ヤル E (主語) ≥ E (与格目的語)

貰ウ E (主語) > E (非主語)

(13) 〈補助動詞「クレル・ヤル」の視点制約〉

……テクレル E (非主語) > E (主語)

……テヤル E (主語) > E (非主語)

また、補助動詞～テモラウについて久野氏は言及していないが、本動詞としてのモラウに添えば、(13)に次を追加してよいはずである。

……テモラウ E (主語) > E (非主語)

久野がここで挙げている制約は、いずれも意味格における動作主格 (Ag) と受益者格 (Bf) に対応するものである。クレル、アゲルの受益者格は、いずれも必ず二格を取るが、テクレル、テアゲルの受益者格や、モラウ、テモラウの動作主格は前節でも記述したように、形式格が一定していない上に、形式に表れない場合もあり、久野はそれらを含めて「非主語」として一括している。

(12)、(13)は名詞句が担う意味にかかわらず構文が決定するものであるから、「構文的視点制約」に当たる。しかも視点は必須格名詞句のいずれかの上に必ずある。

(14)や(15)が非文になるのは、右の制約と(5)〈発話当事者の視点ハイアラーキー〉とが矛盾するからだとしている。

(14)* 僕が太郎にお金をくれた。

(15)* 太郎が僕にお金をあげた。

(16)や(17)では、そのような矛盾が起こらないので文法的である。

(16) 太郎が僕にお金をくれた。

(17) 僕が太郎にお金をあげた。

授受構文の視点の位置を決める制約もまた、相対的なものではなく、各授受構文中に視点が常に一ヶ所に指定されている絶対的なものである。それに、(13)のテクレルの視点の位置が非主語となっているのは不適切である。非主語の中でも必ず受益者格に視点があることが決まっているので、この際、主語・目的語・非主語などの文法関係によって視点の位置を定義するよりも、動作主格・受益者格の意味格によって定義した方が的確である。故に(12)、(13)を(18)のように改める。

*1 また、大江(1975)では「授受動詞が描写する授受のできごとを、その当事者として内部から主観的に眺める人の位置」を「視線の軸」と呼んでおり、久野の「視点」とほぼ共通の概念である。ともにしばしば引用されるが、記述を定式化している久野の理論の方が議論しやすいためか、実質上、久野の視点論が支配的と言ってよい。

(18) 〈授受構文の視点制約〉

アゲル・テアゲル 視点は必ず動作主格に置かれる。

クレル・テクレル 視点は必ず受益者格に置かれる。

モラウ・テモラウ 視点は必ず受益者格に置かれる。

ここで(18)を検証しようと思うが、人称への制約をもたらす(7)〈人称に関する視点制約〉は、文中に第1人称名詞句がある場合しか関与しない。「構文的視点制約」である(18)について検証するためには、名詞句の語彙に何の条件も与えるべきでない。故に、人称に関する議論は次の段階まで保留すべきであり、まず、第1人称名詞句のない文について考察する。

(19) 太郎が次郎にお金をくれた。

(20) 太郎が次郎にお金をあげた。

(19)と(20)とは、文が表す事態は共通だが、視点の位置が異なる。(19)では次郎に視点が置かれ、(20)では太郎に視点が置かれている。この場合、視点は、話し手、太郎、次郎の人間関係が事実としてどうであるかにかかわらず、(18)に基づいて位置される。(19)において、話し手が太郎よりも次郎に近い関係を有するであろうことは語用論的な言語外情報(三者の人間関係に関する事実関係)によってではなく、構文によって推測される。無論、それが言語外情報と矛盾していれば、不適格な文となるはずである。

また、(20)では、視点の位置を中立と見ることもできる。久野の(12)に於いても、等号が含まれているのはそれを示している。これは、言語外情報に於いて、話し手から見た太郎との距離、次郎との距離が等距離であると感じられている場合に(19)ではなく、(20)が採用されることに対する記述であろう。

しかし、文中ではどこかに必ず視点が位置すると考えるべきであり、アゲル構文ではやはり主語に視点がある。ただ、もともと他動詞文で主語に視点が置かれるのは(4)によって一般的で、しかも、行為の主体に視点が置かれることは(9)によって一般的であり、(18)がもたらす負値はその分小さい。一方、クレルのように、敢えて主語でない名詞句に視点が置かれるのは、(4)にも(9)にも違反しながら、(18)によってのみ文法的と認定されるわけだから、(18)の負値が大きいと、視点の置かれた名詞句が表す人物と話し手との人間関係が意識されると考えるべきである。

要するに、太郎、次郎が言語外情報に於いて等距離にしようと、構文的にはどちらかに視点を置かざるを得ず、距離の差を極力押さえるために、主語に視点があるアゲル構文の方を用いると考えればよい。従って、構文的には中立的視点を認めない方が整合性があり、(18)には(12)の等号に当たるものが含まれていない。

右に述べたことは授受補助動詞でも同様である。

(21) (私の)母が(私の)恋人に着物を着せてあげた。

(22) (私の)母が(私の)恋人に着物を着せてくれた。

(18)に従えば、(21)では「母」に、(22)では「恋人」に視点がある。そのいずれも適格な

文とされるならば、それぞれの話し手にとって、母と恋人のいずれに視点を置きやすいか、つまりいずれがより近い存在であるかが構文によって示されていることになる。従って、語彙的には全く恣意的に決定されていることになる。

先行研究の中には、授受構文の視点の位置に、話し手に次いで親族が置かれやすいとするものが多く見られる。

寺村(1982)p.134 では授受動詞に名詞句の人称制限の機能があることを記した上で、以下のように述べている。

「人称」ということで、西洋語のそれと区別されるもう一つの重大な点は、いわゆる「一人称」は、話し手自身だけでなく、その授受関係において、話し手が自分の側にあるもの、‘内側’のもの意識するものはすべて入る……

また、大江(1975)p.32 では、「与える人」と「受け取る人」の一方が話し手で、もう一方が話し手以外の人であると図示し([10]=省略)、さらに以下のように付け加えている。

「話し手と密接に関係する(と話し手が考える)人」が[10]の●(話し手)に含まれ、○(話し手以外の人)から除外されると解釈せねばならない。一番よい例は話し手の親族であるが、話し手の気持ちによってその範囲はかなり伸縮する。

奥津敬一郎氏の一連の研究でも「身内」という概念が用いられている。例えば、奥津(1983)p.24 には、以下のように述べられている。

一人称名詞の表す話し手は常に身内であるが、それ以外は場合によって話し手が自分により近いと感ずる者が身内、そうでないものがよそものになる。

山田(1985)では、視点係数という概念を導入し、自我と身内と他者という三つの視点に一ポイントづつの差をつけて、授受構文の文法性を説明している。

しかし、上述のような恣意性が認められる以上、これらの記述は厳密ではない。親族に視点が置きやすいというのは、語用論的な社会通念の問題であって、構文論とは区別すべき問題である。故に(22)の「恋人」を実名に変えた(23)も非文ではない。

(23) (私の)母が花子に着物を着せてくれた。

この段階で授受構文の文法性について構文論的に規定できるものは何もない。

6.2.3 授受構文の人称制限

次に、第1人称名詞句が含まれる授受構文に言及する時、初めて構文的に文法性を規定すべき問題が生じる。(24)や(25)のように、第1人称名詞句が視点の置かれなければならない名詞句の位置に現れている場合に非文となるということである。

(24)*僕が太郎にお金をくれた。

(25)*太郎が僕にお金をあげた。

(7)〈人称に関する視点制約〉に示されている通り、第1人称名詞句だけは語彙的に視点が含意されている名詞句だからである。つまり、文脈や語用論的推論等に依らず、無条件に視点の位置が当該名詞句上にあることが示されるのである。

次に、第2人称と第3人称との間で視点の置きやすさに違いがあるだろうか。寺村(1982)で矢印で図示されている考え方によると、聞き手と第三者との間の授受動作の表現に於いては聞き手の方に視点が置かれることが主張されている。また、大江(1975)p.34に於いても、聞き手と第三者とでは聞き手の方が話し手に近いという説が述べられている。これについて検討する。

(26) あなたが太郎に贈り物をあげた。

(27) あなたが太郎に贈り物をくれた。

(19)と(20)について見たのと同様、ここでも、(26)、(27)のいずれをも適格な文と解釈することは可能である。ここで、(27)において、聞き手である「あなた」ではなく、第3者である「太郎」に視点が置かれるということだが、「太郎」が「あなた」よりも話し手により近いと感じさせる人間関係を有するのだと考えれば、全く自然な文である。

ガ格・ニ格を逆転させた(28)、(29)についても同様で、(28)の方に(27)と同じ問題が残る。

(28) 太郎があなたに贈り物をあげた。

(29) 太郎があなたに贈り物をくれた。

以上により、視点の位置は構文的に決定されていて、その文法性に関与するのはあくまで第1人称だけであるということが、改めて確認されたことになる。

山田(1985)でも(30)は、「君」と「太郎」が身内か他者かによって文法性が分かるとしている。本節では名詞句の語彙の側に身内か他者かという基準を設けることはしないものの、言及している言語事象は共通したものである。

(30) 君が太郎にケーキをくれた。

寺村の見解は(31)のように記述できるが、これは久野の(5)〈発話当事者の視点ハイパーキー〉と同様に視点を相対的なものと見なしていることを端的に示している。

(31) 1 = E (一人称) > E (二人称) > E (三人称)

本節での検証により、本節でとってきた、(7)のように視点の位置を第1人称のみに関与する絶対的なものとする記述の方が、事実の正確な記述であることが確認できる。

第2人称と第3人称とは全く同様の扱いを受けるので、これらを非第1人称と称する。

これによって、授受構文の人称制限は以下の記述に限定される。

(32) 〈授受構文の人称制限〉

アゲル・テアゲル 非主語は必ず非第1人称である。

クレル・テクレル 主語は必ず非第1人称である。

モラウ・テモラウ 非主語は必ず非第1人称である。

これらはいずれも視点が置かれない側の名詞句に関するものである。視点が置かれる側の名詞句はむしろ人称に関して無制限である。ただ、第1人称名詞句ならば視点がそこに置かれていることを文脈や語用論的情報の助けを借りずに示し得るというだけに過ぎない。

先行研究の記述が、「自己の側」や「身内」といった定義しにくい概念を用いて曖昧さ

を抱えてしまうのは、授受構文における「構文的視点制約」である(18)〈授受構文の視点制約〉と「語彙的視点制約」である(7)〈人称に関する視点制約〉とが複合することによってなされる一種の人称制限を、視点が置かれる名詞句に対する構文的な人称指定(例えばクレル・テクレルでは受益者格が第1人称に指定されるとすること)であると短絡的に見なしたことによる²⁾。本節では構文論と語用論の領域を厳密に立て分けることで、いずれの記述からも曖昧さを排除している³⁾。

6.2.4 本節のまとめ

本節で述べてきたことを(1)、(2)の定式に加味したものが(33)、(34)である。

(33) 〈授受動詞構文の形式格、意味格、視点(E)のパターン〉

$$\begin{array}{l}
 \text{i} \quad + \left[\begin{array}{l} \text{カ} \cdot \text{ガ} \\ \text{S-Ag} \\ \text{E:1} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{ニ} \cdot \text{ノタメニ} \\ \text{G-Bf} \\ \text{E:0} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{ヲ} \\ \text{Ob} \\ \text{E:0} \end{array} \right] + \text{age-} \\
 \text{ii} \quad + \left[\begin{array}{l} \text{カ} \cdot \text{ガ} \\ \text{S-Ag} \\ \text{E:0} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{ニ} \cdot \text{ノタメニ} \\ \text{G-Bf} \\ \text{E:1} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{ヲ} \\ \text{Ob} \\ \text{E:0} \end{array} \right] + \text{kure-} \\
 \text{iii} \quad + \left[\begin{array}{l} \text{ニ} \cdot \text{ノタメニ} \cdot \text{ガ} \\ \text{G-Bf(-Ag)} \\ \text{E:1} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{カ} \cdot \text{ニ} \\ \text{S-Ag} \\ \text{E:0} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{ヲ} \\ \text{Ob} \\ \text{E:0} \end{array} \right] + \text{moraw-}
 \end{array}$$

(34) 〈授受補助動詞構文の形式格、意味格、視点のパターン〉

$$\begin{array}{l}
 \text{i} \quad + \left[\begin{array}{l} \text{ガ} \\ \text{Ag} \\ \text{E:1} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{obl} \cdot \text{ノタメニ} \\ \text{Bf} \\ \text{E:0} \end{array} \right] + \text{V-te-age-} \\
 \text{ii} \quad + \left[\begin{array}{l} \text{ガ} \\ \text{Ag} \\ \text{E:0} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{obl} \cdot \text{ノタメニ} \\ \text{Bf} \\ \text{E:1} \end{array} \right] + \text{V-te-kure-} \\
 \text{iii} \quad + \left[\begin{array}{l} \text{ノタメニ} \cdot \text{ガ} \\ \text{Bf-Ag} \\ \text{E:1} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{ニ} \\ \text{Ag} \\ \text{E:0} \end{array} \right] + \text{V-te-moraw-}
 \end{array}$$

(obl: 本動詞の斜格で有生名詞句のうちの任意の一つ)

Eは視点に関する記述だが、1が視点の置かれる位置で、0はそうでない位置である。このいずれかであって、中間的なものはありえない。そして、人称に関する制約は、視点が0(視点が置かれない)の名詞句は、絶対に第1人称にはならないことである。

*2 仁田(1985b)では人称指定、仁田(1991)などでは人称制限と、同一筆者が二つの用語を区別せずに併用しているが、この場合のように、結果的に人称が制限される場合を「人称制限」と呼び、動詞命令形が主語を必ず第2人称に指定する場合のように、一つの人称に指定する場合を「人称指定」と、使い分けてはどうか。2.3.2でも、このことに言及した。

*3 この点については、菊池(1993)p.24-30で、全く同じ主旨の主張が既になされており、本節の主張はそれを追認するものである。

6.3 授受構文による《指動》

6.3.0 本節の概要

特に日本語で依頼や要求の発話に授受補助動詞が多く用いられる点について、その本来の統語的機能が、依頼や要求の語用論的条件とどのように関係しているのかに焦点を当てて考察する。6.3.1 では、その前提として、名詞句の省略の原理について言及する。なお、本動詞の授受動詞については、本節では考察の対象外とする。

6.3.1 名詞句の省略と人称

授受構文が文法的な文であるからには、動作主格と受益者格は常に必須格成分であって、必要なものである。そのために、6.1、6.2で挙げた用例は、動作主格と受益者格を表す名詞句を完備した作例を主に用いた。しかしながら、実例を収集していて、そういった動作主格と受益者格が完備している授受構文に出会うことは少ない。授受構文の構文論的な議論の段階で、実例を避けて作例を多く用いたのは、このような語用論的な省略の多い日本語において、実例をもってそのまま構文・意味論的な議論に用いるのは得策でないと判断したからである。しかし、筆者の関心は、むしろそのような語用論的省略を多く含む実例の方に置かれているのであり、本節はそれに対してきちんとした言語学的な位置付けを与えようというものである。従って、本節の内容は一貫して語用論的な理論展開をなすものである。

6.3.2以降の考察への準備の意味も込めて、授受補助動詞を用いた命令文の実例を検討してみたい。

(1) ともかく金になりそうなカモを選んでまわしてくれ。 (ハンゲ)

この発話は通常、(1)'のように解釈されるし、実例の出典においてもそう解釈されている。

[]は省略された格成分を表し、ローマ数字は人称を示す。

(1)' [II] [I] ともかく 金になりそうなカモを 選んで まわしてくれ。
 +Ag +G + Ob +erab-te-mawas-te-kure-ro
 (erande-mawasitekure)

つまり、「あなたが」「わたしに」に相当する名詞句が省略されている。同じことは(2)、(3)にも言える。それぞれの下線部が授受補助動詞が用いられている用例である。

(2) 兄貴と千香子さんの家、俺が建ててやるからな。それまでここで我慢してくれ。
 (お兄)

(3) 具体的に云ってくれよ、どこどこがいいって風に。 (遠山)

これらの名詞句の省略にはどのような原理が働いているのだろうか。

まず(1)~(3)を通じて主語を決定している、命令文の人称指定を定式化すると次のよう

人称（話者自身）ならば、動作主格、受益者格とも省略が可能である。このことは、次節での考察に大いに関連するところである。語りもの型談話では省略について若干事情が異なるがここでは論じない。

実例で確認したい。本動詞、授受補助動詞、命令接辞がそれぞれ要求する意味格表示を下段に添えた。名詞句の人称表示も行った。形式に表れていない名詞句相当の成分は[]で示し、中にローマ数字で人称意味を記入した。形式に表れている名詞句の人称意味は添え字によって示した。それぞれの述部に下線を引く。(6)、(7)は～テアゲロの例で、受益者格(Bf)は必ず第3人称になっている。(8)、(9)は～テモラエの例で、受益者格でない動作主格(Ag)は必ず第3人称になっている。それぞれ、(5)のiとiiiに合致している。

(6) 「それじゃ愛川、おまえⁱⁱ、きぬ子さんをⁱⁱⁱ途中まで送ⁱⁱってあげろ。」 (路傍)

+ Ag	+	Ob		+okur-	
+ Ag	+	Bf		+te-age-	
+ Ag					+ro

(7) 「これが最後なんだ。[II] 明日はエディさんにⁱⁱⁱ優しくしてあげろよ」 (一瞬)

+Ag	+	G		+yasasi-ku-su-	
+Ag	+	Bf		+te-age-	
+Ag					+ro

(8) 「帰って署長に、ひどいめまいがするというんだ。

それで、[II] ほかのだれかとⁱⁱⁱ替ⁱⁱわってもらえ。」 (驢馬)

+P	+	Ag		+kawar-	
+Bf-Ag	+	Ag		+temoraw-	
+ Ag					+ro

(9) 何とかして親しくなって [II] [III] お嫁さんにⁱⁱⁱしてもらえよ。 (太郎)

+Ob	+	Ag	+	G		+su-
+Bf-Ag	+	Ag				+te-moraw-
+ Ag						+ro

このうち、第3人称名詞句が省略されているのは(9)だけだが、出典（曾野綾子『太郎物語』）においては、(9)は主人公・太郎の、聴者・三吉さんに対するセリフで、省略されている第3人称は一連の会話の話題となっている歌舞伎役者のことを指していることが、文脈からわかる。このように、第3人称に関しては、文脈、場面などの発話状況によってのみ、省略が可能になる。一方、第2人称名詞句は、4例中3例がそうであるように、むしろ形式に表れないことが多い。先に述べたとおり、発話状況において既に決まっているからである。

このように日本語の授受構文で頻繁に見られる必須格名詞句の脱落は、構文的制約からの人称意味を制限した上で、①話者、聴者の存在そのものから語用論的に決定する人称意味、②話者、聴者を取り巻く場（文脈、場面、了解事項）による省略、の二種類が挙げられる。

さて、(5) ii の～テクレの頻度の高い用法は、動作主格が第2人称で、受益者格が第1人称であるような例である。(10)は作例だが、ここに補った解釈が最も自然である。

(10) [II] [I] 結婚してください。

+Ag	+	P		+kekkon-su-te-kudasar-ro (kekkonsitekudasai)
-----	---	---	--	--

ちなみに、授受補助動詞を用いない類似の構文(11)では、動作主格(Ag)は聴者に決ま

るが、相手格(P)は人称の制約がおきない(省略できない)。

(11) [II] [?] 結婚しなさい。
+Ag +P +kekkon-su-nasar-ro (kekkonsinasai)

(10)のこの解釈は、聴者に対して話者自身との結婚を依頼する表現となるが、(11)にはそのような機能はない。(10)と(11)の違いは、そのまま発話機能の違いとなる。このように、名詞句相当の成分が省略されていることと、発話機能の発動とは密接な相関関係がある。そのことを踏まえて、授受補助動詞構文の発話機能について考察したい。

6.3.2 動詞+テクレによる《依頼》

(1)も(2)も、6.2の例文の再掲である。これらはいずれも依頼の機能を持っている。省略された格成分を後ろに添える。

(1) ともかく金になりそうなカモを選んでまわしてくれ。+[II]^{Ag}+ [I]^P

(2) 結婚して下さい。+[II]^{Ag}+ [I]^P

いずれも文末に動詞の命令接辞-roが用いられており、人称指定によって第2人称動作主格も含意されており、次に示す命題内容条件を満たし、〈命令〉の文機能を有する。

〈命令〉の命題内容条件

- ① 述語が意志動詞であること
- ② 主語が第2人称動作主格であること
- ③ 時制辞のかわりに接辞-roを接続すること

しかし、〈命令〉という文機能は、文形式の成り立ちを示しているだけであって、実際の発話としていかなる機能を発動するかについては、様々な語用論的条件が充足されなければならない。その意味では、例えば発話機能としての《命令》は、話者が聴者の行動に対して権限を有していなければ、適格な《命令》とはならない。そのような観点から見た場合、依頼もまた語用論的条件の充足を要する発話機能であり、従って、文末形式テクレを単に依頼を表すモダリティ形式とすることはできない。このことについて、詳しく論述したい。

本論文では、Searleの発話行為論を発展させた発話機能論の概略について論述した(2.2)。基本的な考えとしては、発話機能の各範疇には語用論的条件があるが、最上位の大分類には初期条件があり、下位分類はそれぞれに追加条件を累加したものと考えている。

聴者に何らかの行為の実行を促す類の発話機能は、《指動》(Searleのdirectivesに相当する)と考えたが、その語用論的初期条件は以下の二つである。命令文における、主語へのいわゆる人称指定(6.2の(5))はこの命題内容条件を満たすことによって生じる。

(3) 《指動》の語用論的初期条件

PC1: 命題内容が表す行為Aは、聴者Hにとって実行可能な行為である。

PC2: 通常の事態の進行において聴者Hが行為Aを実行することは自明のことではない。

(8) そしてナオミが来てくれたらば、彼女は女中の役もしてくれ、

[III] [I] 小鳥の代りにもなってくれよう。 (痴人)
 +Ag +Bf +te-kure-
 +Ag +yoo

動作主格が第3人称であるため、(8)は〈意志表出〉ではなく、〈事象叙述〉である。「~テクレルダロウ」に置き換えられる。この動作主格は、従属節の主語「ナオミ」が主節の主語としても勢力が及んでいることによるものである。この文は最終的には《推量》の語用論的条件を満たしている。

最後に(2) iiiに当たる、~テモラオウについて検討する。やはり動作主格、受益者格のいずれも省略された実例が多く見られる。そのうち(9)~(13)はいずれも補文動詞(本動詞)の動作主格(受益者格でない動作主格)が第2人称となっている。

(9) [I] [II] 番屋まで来てもらおうか。 (必殺)
 +Ag + G +ku-
 +Bf-Ag +Ag +te-moraw-
 +Ag +yoo-ka

(10) じゃ[I] [II] 君の事業計画と言うのを聞かせてもらおうか。 (毎日)
 +Ag + Ob +kik-ase-
 +Bf-Ag +Ag +te-moraw-
 +Ag +yoo-ka

(11) じゃあつぎは[I] 出征兵士の森川君に"うたってもらおう。 (新橋)
 + Ag +utaw
 +Bf-Ag + Ag +te-moraw-
 +Ag +yoo

(12) さあ[I] [II] 手錠を外してもらおうか! (女社長)
 + Ag + Ob +hazus-
 +Bf-Ag +Ag +te-moraw-
 +Ag +yoo-ka

(13) では、[I] [II] いまの文句を紙に書いて署名してもらおう。 (人民)
 + Ag + Ob + L +kak-te-shomei-su
 +Bf-Ag +Ag +te-moraw-
 +Ag +yoo

これらの用例はいずれもまず第一義的に《意志表出》の語用論的条件を満たしている。以下に再掲する。

(6) 《意志表出》の語用論的条件

PCI: 行為Aは、話者Sにとって実行可能な行為でなくてはならない。

PC2: 通常の事態の進行において話者Sが行為Aを実行することは自明のことではない。

しかし、この条件の中には聴者に関する条件が全くない。そこがポイントであると考えられる。つまり、聴者の行為を補文として含む命題について、話者が実行可能であるということは、話者が聴者に対して行為を指示する権限⁵が前提されなければならないからであ

*5 このことは必ずしも社会的にそういった権限が保障されている場合に限らない。少なくとも、話者がそういう意識を持っていれば《要求》の発話機能は発動する。ただし、聴者にその認識がなければ、聴者にとっては不愉快なほどに威圧的であろう。

る。

事実、(9)～(13)は出典においていずれも、話者の権限や、聴者に対する上下関係（話者が上）などが前提されている。このことは、ちょうど《要求》の追加条件 PC+1 の充足と対応している。しかも、話者自身が受益者格として含意されている。これは、同じく《要求》の追加条件 PC+2 の充足と対応している。

(14) 《要求》の語用論的条件

PC1: 行為 A は、聴者 H にとって実行可能な行為でなくてはならない。

PC2: 通常の事態の進行において聴者 H が行為 A を実行することは自明のことではない。

PC+1: 話者 S は聴者 H に対して行為 A の実行に関する権限を有する立場にある。

PC+2: 行為 A の実行は話者 S に利益をもたらす。

従って、～テアゲヨウ、～テクレヨウと違って、～テモラオウに関しては、発話機能の発動に授受補助動詞の受益者格が関与していることになる。これらの発話は、《意志表出》であり、《要求》でもあることになるが、追加条件によって、より機能が限定される《要求》の方が、話者にとって主たる発話の目的であり、機能ということになる。

ただし、(15)～(17)のように、補文動詞の動作主格が第3人称である場合もある。(17)は文脈によって含意されている。これらの発話では聴者が行為に直接関与しないため、《指動》の語用論的条件を全く満たさない。これらは《意志表出》として機能しているにすぎない。

(15) 部屋には充分余裕がある。机を一つ入れて、

[I] 純子さん^{III}に来てもらおう。(女社長)
 +Bf-Ag + Ag +ku- +te-moraw-
 + Ag +yoo

(16) [I] 千里眼^{III}にでも見てもらおうか」(戦艦)

+Bf-Ag + Ag +mi +te-moraw-
 + Ag +yoo

(17) それもそうだね。じゃ [I] [III] それまで結納は待っていてもらおうか。(塩狩峠)

+Bf-Ag + Ag +mat- +te-moraw-
 + Ag +yoo

6.2.4 動詞+テモライタイの多機能性

～テモラオウ(カ)と同様、《指動》の発話機能を担う授受構文として、～テモライタイがある。～テモライタイは、動詞+タイの構文(タイ構文)と授受構文とを融合させたものである。

接辞タイ(-ta-)は情意形容詞の一種であり、必ず第1人称経験者格を主題として要求する。そして、次の命題内容条件を満たしたときに、〈感情表出〉の下位範疇である〈願望表出〉の文機能を持つ。

次に、～テモライタイについては、経験者格に受益性と意志性がともに付与され、「経験者—受益者—動作主格」(Ex-Bf-Ag)という三重の格となっている。ここでも、上の語用論的条件は適用できる。(5)は PC2 が満たされているので、発話機能は《願望表出》である。この場合、「成就する」の主語は第3人称(岸田様と鹿島様)である。

《願望表出：表出》

(5) ただ俺が言いたいのは、岸田様と鹿島様はプラトンで劇的な恋をされたんだよ。

だから、出来れば [I] [III] プラトンで恋を成就してもらいたいんだよ！」
 +Ex + L +Ob +zyozyu-su- (HOTEL)
 +Bf-Ag +Ag +te-moraw-
 +Ex +ta-i

(6)は、補文の主語が第2人称であることによって、(7)《依頼》の語用論的条件が満たされる発話状況で用いられ、《依頼》の発話機能が発動する。

《依頼：指動》

(6) 「[I] [II] 答えていただきたいんです」 (徹底)
 +Ag +kotae
 +Bf-Ag +Ag +te-itadak-
 +Ex +ta-i

(7)《依頼》の語用論的条件

PC1：行為Aは、聴者Hにとって実行可能な行為でなくてはならない。

PC2：通常の事態の進行において聴者Hが行為Aを実行することは自明のことではない。

PC+1：行為Aの実行は話者Sに利益をもたらす

さらに、(8)では《依頼》の四条件に加えて、(9)《要求》の追加条件 PC+2 が満たされる発話状況で用いられ、《要求》の発話機能が発動する。

《要求：指動》

(8) 「……従いまして、債務者を決定して頂いた後、

[I] [II] どなたか連帯保証人を立てて頂きたいのです」 (グッド)
 +Ag + Ob +tate
 +Bf-Ag +Ag +te-itadak-
 +Ex +ta-i

(9)PC+2：話者Sは聴者Hに対して行為Aの実行に関する権限を有する立場にある。

(10)は父の娘に対する発話だが、父が娘に対して行為を指図する権限を有しているとみれば、《要求》となるし、そうでないのであれば、《依頼》となる。出典のドラマでは、優しい父親像が描かれており、どちらかといえば《依頼》であろう。

(10) 「[I] [II]これを[III]渡してきてもらいたいんだ」 (伝言)
 +Ag +Ob +G +watas-teku-
 +Bf-Ag +Ag +te-moraw-
 +Ex +ta-i

このように、～テモライタイは語用論的条件によって実に多様な発話機能を持ち得ることが理論的にも明らかになった。

6.2.5 本節のまとめ

6.3 授受構文による《指動》

本節では、授受補助動詞を用いた構文の構造と、《依頼》、《勧誘》、《要求》といった《指動》系の発話機能とが、どう関係を有しているのか、ということについて論述した。本節の考え方に沿って、①～テクレルカ、④～テモラエルカ、などの表現についても、同様の論述が可能ははずである。また、～テホシイは基本的に～テモライタイと、構文的にも機能的にも同じ振る舞いを見せるはずである。それらについての詳細は別の機会に譲ることにする。